

ASEANは 東南アジアに民主主義をもたらすか？

鈴木早苗

二〇〇八年末に発効したASEAN憲章は、ASEANの原則として民主主義の推進を明記した。この原則に基づいてASEANはどのような取り組みをしようとしているのか。本稿では、この取り組みの活動計画としてASEANが提示した「ASEAN政治・安全保障共同体の青写真」を紹介し、その背後にあるASEAN諸国の政治的意思を探る。

● ASEANにおける内政不干渉原則と民主主義の推進の相克

ASEANは一九六七年の設立以来、加盟国の内政問題に干渉しないという「内政不干渉原則」を加盟国間の政治協力の基本原則としてきた。その一方、二〇〇三年以降には、民主主義の推進を新しい原則として掲げるようになった。ASEANとして民主主義を推進するということは、加盟各国の政治体制のあり方を問うことにもつながるため、内政不干渉原則との整合性が問題となる。ASEAN

Nは、内政不干渉原則を適用すべき「内政問題」の範囲を狭めることで、両原則のバランスをとろうとしている。このASEANの取り組みに関する活動計画が、二〇〇九年二月二六日から三月一日にかけてタイのチャム・ファヒンで開催された首脳会議に提出された。それが、「ASEAN政治・安全保障共同体の青写真」である（以下、「青写真」）（参考文献①）。この青写真には、加盟国の民主化や民主的制度の機能強化を目指すとするASEAN諸国の意図がうかがわれる。

ASEANは一九六七年の設立以来、加盟国間の政治協力を行っ

てきたが、近年、その政治協力の性質は変化しつつある。内政干渉原則は、国連憲章にも明記された主権国家関係を律する一般原則である。そして、現在もASEANの原則のひとつとして、加盟国間の善隣外交に寄与している。しかし近年、ASEANは、この原則を適用すべき「内政問題」の範囲を徐々に狭めつつある。その典型がミャンマーへの対応である。

ミャンマーにおける軍事政権の非民主主義的な行為は、長くASEANと欧米諸国との軋轢を生んできた。ミャンマーでは、一九八九年に国軍が民主化運動を弾圧して以降、二〇年にわたって軍政が続いており、軍事政権は民主化勢力との対話を拒むなど民主化への取り組みは停滞している。軍事政権による市民の弾圧も断続的に続いており、深刻な人権侵害が発生していることに対して国際社会から強い批判が出されている。

ASEANも、二〇〇三年六月の定例外相会議以降、ミャンマーの国内情勢に対する懸念を継続的に表明している（参考文献②）。すなわち、ASEANは、外相会議の共同声明のなかで、ミャンマーに対して民主化勢力との対話を含む国民和解と民主主義体制への移行を求めるようになった。二〇〇五年の外相会議では、他の加盟国からの圧力を受けて、ミャンマーは外相会議の議長国を辞退することとなった。二〇〇七年には、ミャンマーで僧侶を中心としたデモが発生し、デモに参加した市民が軍事政権による弾圧を受けたことに対し、ASEANは憂慮の念を表明している（参考文献③）。

このようなASEANの取り組みには、ASEANが民主主義の推進を原則に掲げるようになったことと関係がある。この新しい原則が初めて掲げられたのは、二〇〇三年一〇月のASEAN首脳会議で発表された第二協和宣言においてである（参考文献④）。第二協和宣言では、ASEANが三つの柱で構成されるASEAN共同体の構築を目指すことが表明された。三つの柱とは安全保障共同体と経済共同体、社会・文化共同体である。特に安全保障共同体（ASEAN Security Community）の構築におおつは「この地域の諸国家が、公正で民主的かつ調和的な環境（just, democratic and

関連年表

2003年6月	第36回ASEAN定例外相会議（プノンペン、カンボジア） 共同声明で初めてミャンマーに民主化を明示的に要求。 （以後、定例外相会議の共同声明で継続的に表明）
2003年10月	第9回ASEAN首脳会議（バリ、インドネシア） 第二協和宣言の発表
2004年11月	第10回ASEAN首脳会議（ビエンチャン、ラオス） ビエンチャン行動計画の発表
2005年7月	第38回ASEAN定例外相会議（ビエンチャン、ラオス） ミャンマーが外相会議の議長国を辞退。
2007年9月	ASEAN非公式外相会議（ニューヨーク、米国） 定例外相会議の議長国シンガポール外相が、ASEANを代表して、ミャンマー政府のデモ弾圧行為に抗議する声明を発表。
2008年12月	ASEAN特別外相会議（ジャカルタ、インドネシア） ASEAN憲章の発効
2009年2-3月	第14回ASEAN首脳会議（チャム・ファビン、タイ） ASEAN政治・安全保障共同体の青写真の発表

（出所）筆者作成。

harmonious environment) で平和に共存するために、政治ならびに安全保障協力を促進する」ことを目指すとした。第二協和宣言の発表は、二〇〇三年の首脳会議の議長国で一九九八年以降民主化を進めていたインドネシアのイニシアティブによるところが大きい。二〇〇八年末に発効したASEAN憲章（以下、「憲章」）では、ASEANの新しい原則として法の支配、グッドガバナンス、人権保護、民主主義や立憲政府の原則が掲げられた（序文、第二条（参参考文献⑤））。

ASEAN加盟国の政治体制は、インドネシア、フィリピン、タイといった民主主義国から、共産主義体制や軍政など非民主主義体制をとるラオス、ミャンマー、ベトナムといった国まで様々である。民主主義体制ではない加盟国が含まれるにもかかわらず、ASEAN諸国が民主主義の重視を打ち出すことで合意したのは、ASEANの対外的イメージの向上を狙ったからである。国際社会において民主主義の理念は定着しつつあり、国際機構や地域機構が民主主義の理念を原則にすることは一般的になりつつある。ASEAN諸国は、国際標準となった民主主義の理念を組織の原則として採用することで、ひとまずASEANが「立派な」地域機構であることをアピールしたかったと考えられる。

また、ASEAN外相会議がミャンマーに民主化を求めることについて、一加盟国であるミャンマーが内政干渉だとして明示的に異を唱えないのは、ASEAN域外からの民主化圧力を無視することは政権を維持していく上で得策ではないと考えているからである。実際、ミャンマーは、民主化に向けたロードマップを提示し、国際連合代表の訪問を受けるなど民主化の取り組みをアピールしている。このようにASEANは、内政不干渉原則を基本としつつも、民主主義の推進を目標に掲げるようになった。ASEAN諸国は、今は加盟国による非民主主義的な行為をASEAN諸国全体にとつての脅威ととらえ、必要な措置を講じていく構えをみせつつある。しかしASEAN諸国が一致しているのは、民主主義の推進を打ち出すことで欧米諸国との良好な関係を維持する必要性に過ぎない。具体的な方策を探る段階では、ASEAN内の意見対立は先鋭化する。ミャンマー政府は民主化の進展を強調するが、すでに述べたように、実際には民主化への取り組みは停滞していると非難されている。ASEANがミャンマーの国内情勢に意見を表明するようになったことは注目すべき変化である。しかし一方で、ASEANはミャンマーの国内情勢に対して懸念を表明するにとどまり、具体的な取り組みに関しては国連に期待するしかないのが実情である。それでは、ASEANにおける民主主義の推進は、単に掛け声に

終わってしまうのか。内政不干渉原則を基本としつつ、東南アジア地域に民主的な秩序をもたらすために、ASEANはどのような取り組みをおこなおうとしているのか。以下では、青写真をもとにその取り組みを紹介する。

●民主主義の推進に向けた取り組み

民主主義の推進という新しいASEANの原則は、青写真の「加盟国の政治発展 (political development)」のための協力と「市民重視のASEAN (people-oriented ASEAN)」という目標に反映されている。

加盟国の政治発展のための協力が最初に具体化されたのは、二〇〇四年にビエンチャンで開催された首脳会議に提出されたASEAN共同体実現のための行動計画においてである(「ビエンチャン行動計画」)。ここでは、安全保障共同体の目標である「公正で民主的かつ調和的な環境」を作る一環として、ASEANは加盟国の政治発展を目指すことが謳われた(参考文献⑥)。具体的には、民主的制度や国民参加 (popular participation) の強化、法の支配の徹底、グッドガバナンスの促進、汚職防止、人権保護などに取り組むというものである。

「市民重視のASEAN」の実現は、憲章に明記された目標のひとつである。憲章では、ASEANは、社会の全ての人々がASEANの共同体構築に参加し、その恩恵を受ける「市民重視のASEAN」を追求することが明記された。ここでいう「市民重視のASEAN」とは、ASEANが社会開発を重視することなど様々な側面を含むと考えられるが、本稿では、ASEANの活動に市民が参加することを促すという意味に限定する。

憲章に明記されたこの目標も、すでにビエンチャン行動計画のなかにみられるものである。同計画の政治発展協力の項目には、ASEAN共同体構築を進めるASEANの様々な活動に市民の参画を促すために、ASEAN議員会議 (ASEAN Inter-Parliamentary Assembly) やASEAN市民議会 (ASEAN People's Assem-

by)、ASEAN戦略国際問題研究所連合 (ASEANISIS) などの団体と政府関係者が意見を交換する場を継続的に設けることが盛り込まれている。

二〇〇八年の憲章ではさらに踏み込んで、ASEANがこの地域に住む人々や加盟国が互いに平和共存できるような公正で民主的かつ調和的な環境を提供することが謳われている(第一条)。この一文には、「市民重視のASEAN」を指すというASEAN諸国の意図がうかがえる。憲章以前の文書では「公正で民主的かつ調和的な環境においてこの地域の諸国家 (the countries in the region) が平和に共存すること」が明記されていた。一方、憲章では「人々と加盟国 (the peoples and Member States of ASEAN) が平和に共存すること」というように表現が修正されている。このことは、ASEANが組織の目的として加盟国間の平和共存だけでなく、市民 (あるいは加盟諸国民) 間の平和共存も視野に入れるようになったことを意味している。

憲章の方針を取り入れ、ビエンチャン行動計画をさらに具体化したのが今回とりあげる青写真である。加盟国の政治発展のための協力については、ビエンチャン行動計画では、法の統治の徹底など目標を掲げることに終始していたのに対し、青写真では、目標を達成するための具体的な活動計画が提示された。また、この青写真においても、人種、宗教、言語などの違いを問わず、多くの市民がASEANの統合と共同体形成に参加し、その恩恵を受ける「市民重視のASEAN」を推進することが謳われている。この目標を実現するための活動計画は、青写真の政治発展協力のなかに盛り込まれている。

青写真は、(一) 共通の価値と規範をもつ、ルール遵守の共同体、(二) 総合安全安全保障に対する責任を共有し、結束力のある平和で強靱な地域、(三) 統合され、相互依存の進む世界においてダイナミックで開かれた地域、という三つの項目から構成される。第一項目はASEAN域内政治協力と域外協力の一部、第二項目は、伝統的・非伝統的安全保障協力や紛争解決などを含む域内安全保障協力、第

三項目は域外協力についてそれぞれ活動計画を提示している。本稿では、第一項目におさめられた「加盟国の政治発展協力」を中心に取り上げる。

●青写真における政治発展

加盟国の政治発展に関する協力として青写真が掲げた内容には、加盟国の政治システム（以下の内容から、「政治制度」と言い換えて差し支えないと考える）、文化、歴史への相互理解を促進することや、情報の自由化に取り組むこと、法の支配や司法制度を強化すること、グッドガバナンスを推進すること、人権保護や汚職撲滅に取り組むこと、教育の場で民主主義の理念を浸透させることなどが含まれている。

一般的に民主主義体制とは、自由で公正な選挙の実施などの政治的自由や、表現の自由などの市民的自由が保障された政治体制をさす。右に列挙した協力項目から判断すると、青写真は民主主義の重要性を強調するものの、自由で公正な選挙の実施など民主主義体制を実現するための諸要素に明示的には触れていない。一方、明示的な活動計画である法による支配の徹底や汚職撲滅、司法制度の強化は、民主的制度と深く関係しているが、基本的には各国の統治機能を強化する対策と捉えられる。したがって、青写真における政治発展の協力とは（一）各国の政治制度に関する対話を促進すること、および（二）統治機能の強化を目指すことであると解釈できる。

民主主義や民主化と政治発展との関係について青写真が曖昧な記述にとどまっているのは、この文書の採択に非民主主義的なASEAN加盟国の合意を得る必要があったからである。すなわち、青写真は、現時点で全加盟国が合意できるぎりぎりの内容を盛り込んだ活動計画であるといえる。以下では、政治発展協力として青写真が挙げた項目の詳細をみていく。

●政治制度に関する対話促進

青写真には、各国の政治制度に関する相互理解を深めるため、政

府関係者や非政府団体が参加するワークショップ、セミナー、学会などいわゆる「トラック2 (Track 2)」の会合を年二回開催することある。加盟各国の政治制度について一般市民向けに定期刊行物を出版することも検討されている。興味深いのは、政治制度の相互理解のために以下の二つの活動が挙げられていることである。

ひとつは、民主的制度、男女平等の原則、国民参加などに関する経験を共有するために、セミナーやワークショップを開催することである。民主主義国と非民主主義国から構成されるASEANの場合、この活動は民主主義的な制度を導入している加盟国が、そうでない加盟国を教育する意味合いが含まれていると考えられる。

もうひとつの活動は、加盟国が選挙監視に成功した事例 (best practice) を集める努力をすることである。青写真が「選挙」に言及したのはこの一文だけである。この活動が加盟国に選挙監視の実施を促す取り組みであると解釈するのは若干無理がある。しかしながら、選挙監視に言及したことは、公正で自由な選挙の実施に努めたいこうという意思のあらわれとみることもできる。各国の政治制度に関する相互理解の一環とはいうものの、これらふたつの活動は各国の政治制度に民主主義を浸透させる試みであると考えられる。

この点と密接に関連するのは、青写真が加盟国間の情報自由化とマスメディアの役割強化を目指すことを盛り込んだところである。具体的には、加盟国の情報担当大臣が共同で情報の自由化を実現するための制度を構築するとともに、加盟国にマスメディアの交流を活性化するための措置を講じることが指示されている。そのほか各国マスメディアの能力開発のために、インターンシップ制度や報道関係者の交流制度、ワークショップを実施することが盛り込まれた。情報の自由化に取り組むことは、複数の加盟国が実施するメディア統制にメスを入れる試みでもある。メディア統制は、民主主義体制の重要な指標である表現の自由を制限する措置として国際社会から批判されている。それだけにこの取り組みは注目に値する。

ASEANは、民主主義の理念や制度を学ぶことにも取り組もうとしている。青写真には、各国の教育制度を考慮に入れつつという

留保付きながら、教育の場で民主主義の理念を浸透させることや、政府関係者やシンクタンク、市民社会団体が民主的の制度について意見交換や経験の共有ができるようにセミナー開催や研修制度などの能力開発活動を推進することが計画されている。

以上の取り組みは、各国の政治体制のあり方に深く関わるだけに、非常にセンシティブな問題を含んでいる。非民主主義国を加盟国とするASEANにおいては、各国の政治制度に関する情報を共有することさえ難しいかもしれない。しかし、このような取り組みの背後には、各国の政治制度に民主主義を根付かせようとする一部加盟国の意図もうかがえる。青写真は加盟国の民主化について具体的な活動計画を提示していないが、民主主義国を含む加盟国間の政治対話を促進することは、結果的に各国の民主化を促す可能性を秘めている。

●統治機能の強化

青写真における政治発展協力のもうひとつの柱は、法の支配やグッドガバナンス、人権保護、汚職防止など統治に関する制度強化を目指すことである。なかでも法の支配の徹底は、他の取り組みにも関係する基本的な課題である。青写真は、関係大臣会議やASEAN法協会(ASEAN Law Association)などの関連団体を通じて各国の法整備を相互に支援することを挙げている。各国の法制度に関する大学授業科目の充実を図ることや、国際法に関するワークショップやセミナーを開催することなども挙げられている。したがって、これらの取り組みの最終目標は「法の支配」の概念を各国に浸透させることにある。

つぎに、グッドガバナンスについては、加盟国がガバナンスのさまざまな側面について評価基準を作成する計画が盛り込まれた。透明性の確保や説明責任の強化、市民参加の促進のため産官学の協力関係を強化することも盛り込まれ、ASEAN関係閣僚会議の政策決定に直接結びつくような産官学の協力関係のあり方について二〇〇九年までに研究を実施することが計画されている。このよう

に、グッドガバナンスを促進するための活動では、学者や民間セクターの参画に重点が置かれている。

汚職防止に関しては、全加盟国に対して、「汚職防止・撲滅協力に関する覚書」の署名と、公務員の汚職防止に取り組む「国連腐敗防止条約」の批准を求めている。汚職撲滅について意見を交換し、撲滅の成功事例を共有するためのセミナーの開催も計画されている。汚職防止・撲滅協力に関する覚書は、二〇〇四年一月に一部のASEAN諸国によって作成されたASEANの文書と考えられるもので、二〇〇七年末時点でラオス、ミャンマーを除く八加盟国が署名している。

セミナーやワークショップの開催を通じて価値の共有や制度の強化を目指すやり方は、欧州安全保障協力機構(OSCE)で採用されている「セミナー外交(seminar diplomacy)」に類似した方法である。セミナー外交とは、外交官や公務員、学者、専門家などが参加するあらゆる形態の多国間外交を指し、政治対話や国際協力の促進、紛争処理を目指して共通の価値や規範を構築していくメカニズムである(参考文献⑦)。セミナー外交は、既存の価値や規範、制度を学ぶという意味で、新規に参入する人々にとっては教育的な場を提供するものといえる。最終的な目標は、セミナーに参加した政策担当者が、セミナーで共有され、構築された価値やアイデアをその国の政治体制に反映させることにある。OSCEのセミナー外交は、冷戦後に民主化を進めていた旧ソ連圏の国家に対し、民主的な政治制度の導入を助ける役割を担った。

●市民参加型ASEANの実現に向けて

青写真は、学界、シンクタンク、民間セクター、市民社会団体などの非政府団体がASEANの活動に積極的に参加することを奨励している。いいかえれば、ASEANは市民参加型の地域機構を目指すということである。上記のように、加盟国の政治発展協力の中核であるセミナーやワークショップには非政府団体の参加が奨励されている。市民参加型の活動は今後増えていくと思われるが、す

に市民がASEANの活動に積極的に参画している領域もある。それは人権問題である。

ASEANが人権問題を取り扱うことに関しては、ASEAN内に鋭い対立がある。その典型がASEAN人権機関の設置問題である。憲章は、ASEANが人権問題を扱う制度としてASEAN人権機関を設置することを新たに盛り込んだ。つまり加盟諸国は機関の設置に合意したといえるが、設置時期や機関の権限については検討課題とした(参考文献⑧)。二〇〇九年初めのチャム・フアヒンでの首脳会議では、人権機関の権限についてハイレベルパネルが作成した提言書が発表される予定になっていた。事前に非公式に明らかになった提言書の草案では、人権機関に人権状況の調査権限は与えないなど、事実上機関の機能が骨抜きにされていた。しかし、このような内容の提言書でさえ、カンボジアの反対により首脳会議での承認が見送られている(*Strait Times*, 2 March 2009, p.9)。

一方、この首脳会議では、ASEAN市民フォーラム(ASEAN People's Forum)やASEAN市民社会会議(ASEAN Civil Society Conference)などの市民社会団体がASEAN諸国首脳と話し合いの機会を持った。カンボジアとミャンマーの首脳が両国の市民社会団体代表の出席を拒むという事態に失望感が広がったものの、話し合いの機会が持たれたことは評価すべきであろう。この話し合いで、団体側はミャンマーの人権侵害を強く非難した(参考文献⑨)。

実は、この首脳会議以前から人権問題における非政府団体と政府との交流はすでに定例化されている。たとえば、ASEAN人権メカニズムに関する作業部会(Working Group for an ASEAN Human Rights Mechanism)は、ASEAN各国外相との協議を継続的に行っており、ミャンマーの人権侵害問題や人権機関設置問題についてさまざまな提言を行っている(参考文献⑩)。

青写真においては、人権問題への取り組みとして、ASEAN人権機関の権限を確定することや、加盟各国の国内人権委員会など既存の人権保護活動を評価すること、市民社会団体とASEAN関係

閣僚との意見交換や連携を図ることが提起されている。

このように、ASEANにおける人権問題の議論に市民社会団体などの非政府団体は積極的に参加しており、青写真でも市民の参加を奨励していく方針が示された。これらの非政府団体は、トランスナショナルなネットワークを構築している場合が多く、セミナー外交を通じて、国家間で特定の価値や規範を共有するのに役立つ。人権保護の対象拡大など人権保護に関する価値の共有は、市民社会団体の活動が活発になるにつれ、政府が対応を強化していくという構図で進んでいくのかもしれない。市民社会団体など非政府団体の活動が今後注目される。

●おわりに

加盟国の政治発展のため、ASEANはセミナー外交を中心としたさまざまな取り組みを行おうとしている。その一部には、各国の政治制度に関して意見を交換し、民主主義の理念の浸透を目指す活動がみられる。これらの活動は、ASEANのなかの民主主義国が、非民主主義国に一定の配慮をしつつもこれらの国に民主化を求めていこうと考えた結果である。また、統治機能の強化については、必ずしも民主化を前提としないため、この取り組みと民主主義との関係は曖昧である。民主主義国はこれを民主的制度の機能強化と捉える一方、こうした取り組みに非民主主義の加盟国がどのように参画していくかが注目される。

一方、市民参加型ASEANを実現しようとする取り組みは最初の一步を踏み出したばかりである。市民社会団体の活動は今後ますます活発になると予想されるが、ASEAN加盟国の民主化なしに真の市民参加型ASEANを実現するには限界がある。

青写真で示された活動計画が着実に実行されるかどうかは加盟国における民主化の進展が大きなカギを握ることはいうまでもない。ASEAN内の非民主主義国のあいだでは、ASEANが民主主義や人権保護を掲げること自体にも反発が根強いいため、これらの国が民主主義や人権の理念を定着させる活動に積極的に参画するかどうか

かについて懐疑的な見方が広がるだろう。政治的にセンシティブな活動に対しては、これらの国はASEANの原則として内政不干渉原則を主張する可能性がある。

しかし、冒頭でも述べたように、ASEANにおける内政不干渉原則の取り扱いに変化している。第二協和宣言やビエンチャン行動計画、憲章には、ASEANの原則として内政不干渉原則が明記されているが、青写真には内政不干渉原則という表現は見あたらない。青写真も全加盟国が合意した文書であることをふまれば、この変化は、ASEAN諸国が内政不干渉原則を適用する範囲をますます狭めていくことで合意するようになったといえるかもしれない。

また、民主主義に関して加盟国間の相互理解を促進することや、共通了解を確立するために、セミナー外交は有用である。外相会議や首脳会議などの伝統的な会議外交では政府代表が参加者として意思決定を行う。一方、セミナー外交では非政府団体も参加でき、必ずしも何らかの意思決定を要求されない。意思決定をする場では、参加者はその立場を表明せねばならず利害の違いが表面化しやすい。セミナー外交では意思決定をしないことで参加を促すというメリットがある。加盟国の民主化を直接的に促すことは難しいとしても、セミナー外交を通じたASEANの取り組みは、少なくとも、非民主主義国の政府関係者や非政府団体の参画を促し、相互理解の醸成や共通了解の確立の機会を提供するものといえる。

(すずき やなぎ／アジア経済研究所新領域研究センター)

《参考文献》

- ① ASEAN POLITICAL SECURITY COMMUNITY BLUEPRINT. Chan, Thailand, 1 March 2009. (<http://www.aseansec.org/22337.pdf>)
- ② 二〇〇九年六月一日タウンローズ
- ③ 定例外相会議の共同声明は、ASEAN中央事務局のホームページを参照。(<http://www.aseansec.org>) 二〇〇九年六月一日タウンローズ
- ④ Statement by ASEAN Chair Singapore's Minister for Foreign Affairs George Yeo. New York, 27 September 2007. (<http://www.aseansec.org/20974.htm>) 二〇〇九年六月一日タウンローズ
- ⑤ Declaration of ASEAN Concord II (Bali Concord). Bali, Indonesia, 7 October 2003. (<http://www.aseansec.org/15159.htm>) 二〇〇九年六月一日タウンローズ
- ⑥ The ASEAN Charter (<http://www.aseansec.org/ASEAN-Charter.pdf>) 二〇〇九年八月一日タウンローズ
- ⑦ VIENTIANE ACTION PROGRAMME. Vientiane, Laos, 29 November 2004. (<http://www.aseansec.org/VAP10th%20ASEAN%20Summit.pdf>) 二〇〇九年八月一日タウンローズ
- ⑧ Adler, Emanuel. 'Seeds of peaceful change: the OSCE's security community-building model.' Adler Emanuel and Michael N. Barnett eds. *Security Communities*. New York: Cambridge University Press, 1998. pp.138-42.
- ⑨ 鈴木早苗「ASEAN憲章の策定―第二三回首脳会議における憲章署名名までの道のり」『アジア研 ワールド・トレンド』第一五〇号。二〇〇八年三月号。
- ⑩ WHAT HAPPENED AT THE ASEAN DIALOGUE BETWEEN CIVIL SOCIETY AND HEADS OF GOVT. (<http://www.apf2008.org/node/131>) 二〇〇九年六月一日タウンローズ
- ⑪ 詳細は、ASEAN人権メカニズムに関する作業部会のホームページを参照。(<http://aseanhrmch.org>) 二〇〇九年六月一日タウンローズ